

工事請負契約に係る 設計変更ガイドライン

令和3年7月

西条市財務部契約課工事検査係

目 次

1	目的	1
2	適用	1
3	設計図書作成時の留意点	1
	（1）現場条件等の確認	1
	（2）施工条件の明示	1
	（3）条件明示すべき事項	2
4	設計変更時の留意点	4
	（1）設計変更の基本事項	4
	（2）指定・任意の運用	4
5	設計変更が可能・不可能なケース	6
	（1）「設計変更が可能なケース	6
	（2）設計変更が不可能なケース	9
6	設計変更事務のフロー	10

1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）において、発注者責務として、「適切に施工条件又は調査等の実施の条件を設計図書に明示すること」や「工事内容に変更が生じ、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

これらの発注者責務を果たすため、「設計変更ガイドライン」を制定し、設計変更を適正かつ迅速に行うと共に、透明性を確保した設計変更を行うことを目的とする。

2 適用

このガイドラインは、西条市が発注する建設工事（土木）の設計変更及び契約変更に適用する。ただし、土木以外の建設工事については、このガイドラインに準じて取り扱うものとする。

3 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

（1）現場条件等の確認

発注者は、設計図書の作成に先立ち、必ず工事施工箇所の現場に臨場し、工事施工に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

【主な確認点】

- ・発注範囲の確認
- ・用地境界ラインの確認
- ・工事施工に必要な仮設備や仮設ヤードの借地範囲の確認
- ・支障物件の有無の確認
- ・施工機械の搬入路（経路、幅員、高さ、重量制限等）の確認
- ・仮設道の設置が必要な箇所の確認
- ・既設構造物の状態の確認
- ・安全対策の必要性の確認
- ・通行制限、迂回路の有無の確認
- ・排水計画の確認
- ・その他

（2）施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで制限を受ける施工条件等を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて、設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

(3) 条件明示すべき事項

明示項目	明 示 事 項 (案)
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 3. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、時期 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用時期、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去）

	(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合（指定仮設）は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設 副産物 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障 物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合、その箇所及び使用時期

(平成 14 年 3 月 国土交通省通知「国官技第 369 号」より抜粋)

【条件明示の記載例】

(工程関係)

- ・本工事の施工にあたって、〇〇部分は〇年〇月〇日までに完成すること。
- ・本工事の〇〇区間は現在〇〇と協議中であり、〇年〇月〇日頃に協議が成立する見込みである。

(仮設備関係)

- ・本工事で設置する仮橋は工事完了後も在置し、今後発注予定の〇〇工事に引き渡すものとする。
- ・仮締切の鋼矢板施工は油圧式可変超高周波型バイブロハンマによる打ち込み、電動式バイブロハンマによる引き抜きを見込んでいるが、現地の状況（地質、周辺環境等）により、これにより難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

(用地・支障物件関係)

- ・本工事個所の一部用地については現在取得交渉中で、〇年〇月までに取得できる予定であるが、期日までに処理できず工事内容に変更が伴う場合は別途協議する。
- ・〇〇工の施工にあたっては〇〇管理の占有物件が支障となっているが、これらについては〇年〇月〇日までに移設が完了する予定である。なお、予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。

(その他)

- ・車道舗装打換工については夜間施工とする。
- ・本工事により発生する残土は、〇〇市〇〇町〇〇地先、片道運搬距離〇〇kmの〇〇工事現場へ運搬するものとする。

4 設計変更時の留意点

(1) 設計変更の基本事項

設計変更に当たり、次のような場合は、設計変更ではなく、別途発注する必要がある。

- ・当初の工事目的と関係のない工種を変更するもの。
- ・当初請負金額の3割を超えて変更するもの。
- ・当初契約した場所と関係のない場所での施工を変更するもの。

※ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合は除く。

(2) 指定・任意の運用

指定・任意については、西条市契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に取り扱う必要がある。

(西条市契約約款第1条第3項)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- ア 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- イ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
- ウ 但し、設計図書に示された施工条件と、実際の現場条件が一致しない場合は、指定・任意に係わらず、変更できる。
→変更可能なケースとして、「条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期し得なかった土質条件や地下水位等が確認された場合」等がある。

■ 留意事項

指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する。

ア 施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

→任意については、受注者が自らの責任で行うもので、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。 →変更の対象としない。

イ 指定とは、設計図書どおりに行わなければならない施工方法等のことであり、設計図書に定める必要がある。

※設計図書とは、設計書（設計書とは、工事数量総括表をいう）・図面・仕様書・現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を言う。

→積算で使用した機種・規格は指定とはならない。

ウ 発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要である。

→任意における不適切な対応例

- ① ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」とする対応。
- ② 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」とする対応
- ③ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工するよう指示」する対応

エ 任意であっても、発注者の考え方、施工方法等の妥当性、受注希望者への情報提供より、参考図や参考資料を提示する必要がある。（参考図や参考資料と明示すること）但し、任意の場合は、受注者の自主施工であり、たとえ参考図や参考資料どおり施工しなくても、設計変更の対象とはしない。

オ 指定仮設とすべき事項例

- ① 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ② 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ③ 関係官公庁との協議により制約条件のある場合
- ④ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ⑤ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ⑥ 他工事等に使用するため、工事完成後も在地される必要のある仮設

→仮設構造物でも、施工上、重要な意義を持ち、その構造が計画どおりのものでないと災害の発生が予想されるものや、工期の確保が困難になるものは、指定仮設とする。

→これに対して、河川堤防の機能を有しない簡易な護岸の床掘等の仮締め切り工は、参考図を提示し、任意仮設とすることができる。

■ 自主施工の原則

西条市契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

■ 指定と任意の考え方

	指定	任意
設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書）	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

5 設計変更が可能・不可能なケース

（1）「設計変更が可能なケース

以下のア～キの要件に満足する場合は、設計変更できる。

- ア 西条市契約約款第18条第1項に該当する事実(①～⑤)が確認された場合。
別件発注等を含め、変更対応の妥当性を検討し、変更が必要と認められるときは、設計変更(訂正)を行わなければならない。
- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
→表示が不十分、不正確、不明確で、実際、どのように施工してよいかわからないような場合。
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
→自然的な施工条件とは、
 - ① 地山の高さ
 - ② 地質
 - ③ 湧水の有無や量
 - ④ 地下水位
 - ⑤ 立ち木等の除去すべき物の有無等のことである。

→人為的な施工条件とは、

- ① 地下埋設物
 - ② 地下工作物
 - ③ 工事に関係する法令等のことである。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することが出来ない特別な状態が生じたこと。

※ 設計変更（訂正）を行うためには、西条市契約約款第18条第2項、第3項、第4項にある所定の手続き（協議等）を行い、発注者が指示すること。（「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、業務の施行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させること。）

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

イ 西条市契約約款第19条に該当する場合

発注者が必要であると認めるときは、変更内容を受注者に指示して、設計図書等を変更することができる。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ウ 西条市契約約款第 20 条に該当する場合

発注者が業務の全部又は一部を一時中止させた場合。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

エ 西条市契約約款第 21 条に該当する場合

受注者が発注者に履行期間の延長変更を請求し、発注者が認めた場合。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

オ 西条市契約約款第 22 条に該当する場合

発注者が履行期間の短縮変更を受注者に請求した場合。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

カ 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 第 2 項に定める「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

(例)

- ・ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販及びホームページ等に掲載されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

■ 指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の設計変更協議に基づき契約変更在先立って、請負者に作業を行わせる場合は、必ず書面にて指示をおこなうこと。また、発注担当課が工事検査担当部署に合議するものとし、変更追加指示が新規工種の場合は指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載を省略できるものとする。

(2) 設計変更が不可能なケース

ア 受注者が独自判断した場合。

イ 発注者から協議に対する回答がない時点で施工した場合。

ウ 「承諾」のみで施工した場合（「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意すること。）

エ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
例) 西条市契約約款第18条～第25条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-14にある手続きを行わない場合など。

オ 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

6 設計変更事務のフロー

工事請負契約書第18条関係

